

宗教法人宝徳寺永代供養個人墓規約

平成 29 年 9 月現在

1. 戒名を授与されていない方の納骨はできません。すでに他寺院より戒名が授与されている場合は、その限りではありません。但し、不適切な戒名または経緯によっては、付け直すこともあります。
戒名がない場合は臨済宗（禅宗）の戒名をお授けします。
2. 契約は、当寺規定の申込用紙に署名捺印し、別に定める永代供養料を添えての申し込みとなります。
3. 当寺は、申し込み者に対し永代供養受諾書と領収書を発行します。
4. 事情により契約を解除しても、永代供養料は還付しません。
5. 永代供養契約者は当寺の檀信徒になるものではありません。入檀を希望される場合はこの限りではありません。
6. 永代供養契約者は、別に定める墓地管理費を毎年 4 月に納入しなければなりません。入檀を希望される場合は愛寺会会費も納入しなければなりません。
7. 永代供養契約者が三年以上墓地管理費を納めない時、使用契約を解除し合葬墓へ改葬いたします。
8. 永代供養契約者は、墓地内において異宗による儀礼行事をしてはいけません。
9. 最後の永代供養申込者の滅後以降、春秋彼岸・お盆に本堂及び永代供養墓において読経供養を行います。
10. 最後の永代供養申込者の滅後 10 年をもって合葬墓（圓寂）へ合祀いたします。
11. 天変地変、盗難等当山の責に帰することのできない事由により発生した損害の一切について、賠償の責を負いません。
12. 本規定にない事柄は、墓地管理者である住職の判断とします。
13. この規則は時代の変化にともない適宜修正できるものといたします。